

## 重 要 事 項 説 明 書

保育の提供開始にあたり、当園があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 施設運営主体

事 業 者 名 称	社会福祉法人 昇人会
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市緑区滝ノ水4丁目1812番地
代 表 者 氏 名	理事長 土屋 伸一
電 話 番 号	052-891-2600

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所			
施 設 の 名 称	かきつばた保育園			
施 設 の 所 在 地	大阪市住吉区千躰2-2-7			
管 理 者 氏 名	園長 高木 加奈子			
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めたところにより保育を必要とする小学校就学前児童			
認 可 定 員	0歳児	12人	3歳児	20人
	1歳児	18人	4歳児	20人
	2歳児	18人	5歳児	20人
利 用 定 員	0歳児	12人	3歳児	20人
	1歳児	18人	4歳児	20人
	2歳児	18人	5歳児	20人
開 設 年 月 日	平成 31年 4月 1日			
事 業 所 番 号	2710051006593			
連 絡 先	電 話 06-6671-5533 FAX 06-6671-5534			

### 3 施設の目的・運営方針

かきつばた保育園（以下、「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳幼児および幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。

- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

#### 4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		400. 62 m <sup>2</sup>
園 舎	構 造	鉄骨造 3階建て
	延べ面積	697. 38 m <sup>2</sup>
園 庭		屋上 158. 97 m <sup>2</sup> 公園 1307. 02 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

設 備	部 屋 数	備 考
乳 児 室	1室	ひよこ組 (満0歳児クラス)
保 育 室	5室	うさぎ組 (満1歳児クラス) きりん組 (満2歳児クラス) らっこ組 (満3歳児クラス) ぺんぎん組 (満4歳児クラス) くじら組 (満5歳児クラス)
調 理 室	1室	
事 務 室	1室	医務室コーナー設置
トイレ	3ヶ所	
屋上園庭	1ヶ所	

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。特定教育・保育及び時間外の保育の提供については下記8に記載する時間において、保育を提供します。

## 6 職員の職種、員数及び職務内容（栄養士については別掲）

令和7年4月1日推定

職種	職務内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
主任保育士	園長を助け、園児の保育をつかさどる	3	3	0	
保育士	園児の保育を行う	21	16	5	
調理員	園児の給食を提供する	3	2	1	
事務員	事務作業	2	2	0	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

＜職員の勤務体制＞

職種	勤務時間
園長	9:00～18:00
主任保育士	8:00～18:30の間で8時間勤務
保育士	7:30～19:30の間で8時間勤務
調理員	7:45～16:45
事務員	9:00～19:00の間で8時間勤務

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記と異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で保護者ごとに個別に決定します。）なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で時間外保育を提供します。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途、利用者負担が必要となります。）

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で

保護者ごとに個別に決定します。) なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時30分までの範囲内で時間外保育を提供します。(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途、利用者負担が必要となります。)

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日の食事提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児	-	12時頃	15時頃	
4歳児	-	12時頃	15時頃	
5歳児	-	12時頃	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

### (3) アレルギー対応状況

除去食に対応

食物アレルギー対応マニュアル 有

### (4) 栄養士の配置状況

職務内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1	0	

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

## 10 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担 (保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料の他、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払い方法については、別途お知らせします。

## 11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っていきます。

## 1.2 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき、当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 1.3 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 1.4 嘴託医

当園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

- (1) 内科、呼吸器科、アレルギー科

医療機関の名称	医療法人 慶秋会 あきやまクリニック
医長名又は医師名	院長 秋山 慶太
所在地	大阪市住吉区千躰 2-2-9
電話番号	06-6674-8000

- (2) 歯科

医療機関の名称	医療法人 蓮華友愛会 長居デンタルクリニック
医長名又は医師名	歯科医師 金本 鎮一
所在地	大阪市住吉区長居東 3 丁目 15-26
電話番号	06-6607-3781

## 1.5 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 1.6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消化計画書により対応します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動火災報知機 有</li><li>・ガス漏れ報知機 有</li><li>・非常用電源 有</li><li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有</li><li>・緊急地震速報受信機 有</li></ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

## 1.7 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 1.8 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 梶ヶ山 詩織 勝浦 梓 ・ご利用時間 9:00～18:00 ・電話番号 06-6671-5533 ・FAX 06-6671-5534 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	磯村 修	電話番号 06-6672-2491 千躰町会 前町会長 墨江社会福祉協議会 会長

## 1.9 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	ほいくのほけん
保険の内容	対人賠償 対物賠償
保険金額	対人 1名 2億円（1事故 10億円） 対物 1事故 200万円

## 2.0 園児の利用状況（毎年度4月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	9人	3人	6人
1歳児	18人	18人	18人
2歳児	18人	18人	18人
3歳児	14人	18人	18人
4歳児	18人	14人	15人
5歳児	17人	17人	13人

## 2.1 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	受審なし	受審なし
自己評価の実施状況	毎年度実施	評価者中村武史、問題なし

## 2.1 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

## 2.2 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内は全て禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

### 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
3歳児以上にかかる給食費	3歳児以上に対し、主食費（米飯及びパン）と副食費の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。	月額 ￥7,000 内訳 主食費￥2,000 副食費￥5,000
制服・費用	保育中に使用する衣服・かばん	年額 ￥8,070
日用品・文房具費用	保育活動に使用する日用品・文房具	年額 ￥9,454
行事参加費用	行事にかかる費用	年額 ￥3,000
卒園アルバム費用	アルバム（個人写真、証書）費用	年額 ￥6,000
スポーツ振興	災害共済掛金	年額 ￥260

その他、保育において提供される便宜に要する費用のうち、本園利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、園児の保護者に負担させることが適當とみとめられたもの。

※上記金額は、入園後に係る費用の概ねの目安であり、費用によってはクラス年齢に応じて必要なもの、対象者等の違いがある為、金額に増減が出る場合があります。

※当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付する。

### 2 時間外保育に係る利用者負担

#### 標準時間認定

	一般世帯（月額）	前年度市民税非課税（月額）	スポット（1回）
18:30～19:30	2,900円	1,000円	600円

#### 短時間認定

	スポット（1回）
7:30～8:30	300円
16:30～17:30	300円
17:30～18:30	600円
18:30～19:30	900円

## かきつばた保育園における重要事項に関する同意書

当園における保育の提供を開始するに当たり、「かきつばた保育園 重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

かきつばた保育園

園長 高木 加奈子

私は、「かきつばた保育園 重要事項説明書」に基づいてかきつばた保育園から重要事項の説明を受け、同意しました。また、大阪市からの「保育利用決定通知書」に基づき、かきつばた保育園の入所を確認したことを届け出します。

令和 年 月 日

児童 氏名 :

保護者 氏名 :

児童から見た 続柄 :

保育園 処理欄	
------------	--